

事業概要

平成17年度
(平成16年度実績)



広島県食肉衛生検査所

ま え が き

平成 13 年に国内で初めて BSE が確認され、3 年が経過しました。その間、食肉偽装問題などによる国民の食の安全に対する不安・不信が高まり、一昨年、国において国民の健康保護を第一とした「食品安全基本法」が制定されるとともに、食品関連の法律が大幅に改正されたところです。

このような中、米国における B S E の発生、国内では 79 年ぶりの高病原性鳥インフルエンザの発生、B S E スクリーニング検査の対象月齢の見直しなどにより、食の安全に対する国民の関心がさらに高まってきています。

本県においても、一昨年度、食品の安全・安心の確保を目的とする「広島県食品の安全に関する基本方針」を制定し、その中に「安全な食肉の流通を確保すると畜検査体制や食鳥検査体制の強化」を明示しています。

当所においては、安全・安心な食肉を消費者に提供するため、法に基づく厳正な検査はもとより、従来から検査技術の向上、衛生対策、調査研究等に努めてきたところです。

なかでも、BSE 対策では、毎年と畜場関係者を含め、発生時の対応模擬演習を実施すると同時に、対応マニュアルを随時改正してきました。また、昨年は、高病原性鳥インフルエンザ対策でも対応マニュアルを制定するなど、危機管理体制も整備してきました。

今後は、リスクコミュニケーションにも視点を置いて、これまで実施してきた消費者による施設見学の受け入れに加え、ホームページを利用した情報提供にも取り組んでいきたいと考えています。

ここに、平成 17 年度の事業概要を作成しましたので、御高覧いただければ幸いです。

平成 17 年 9 月

広島県食肉衛生検査所長
長 谷 川 俊 治

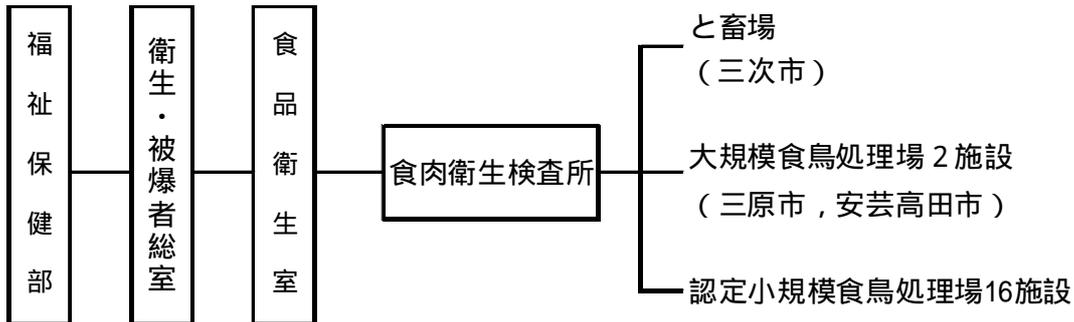
第1章 総説

1 検査所の沿革

昭和46年2月	広島県長期総合計画により、西部(広島)、東部(備後)、北部(備北)、の3流通圏に各々と畜場を統合整備し、近代的設備のと畜場と併せて食肉衛生検査所を設置し、食肉衛生の管理体制を確立する基本計画を策定
昭和49年4月	広島県三次食肉衛生検査所として、と畜検査員3名、非常勤と畜検査員1名で発足
昭和49年8月	庁舎竣工(面積121.5㎡、補強コンクリートブロック平屋建)
昭和52年7月	実験動物飼育舎及び車庫の建設
昭和53年4月	と畜検査員1名増員
昭和55年1月	検査保留用冷凍冷蔵庫建設 (有効面積 冷凍庫9㎡、冷蔵庫4.8㎡ 平成11年増改築に伴い撤去)
昭和55年3月	敷地(1,270㎡)取得
昭和56年4月	と畜検査員1名、非常勤と畜検査員1名増員
昭和57年1月	検査棟の建設(80㎡)、敷地の整備
昭和57年3月	検査用機械器具の充実整備
昭和59年4月	広島県行政組織規則の一部改正により、従来保健所が所管していた食肉衛生検査業務を集中統合して、広島県食肉衛生検査所に組織及び名称を変更
昭和59年4月	福山市三吉町に東部支所を設置し、と畜検査員5名、非常勤と畜検査員1名を配置
昭和63年4月	東部支所にと畜検査員1名減員、非常勤と畜検査員1名増員
平成2年3月	府中市食肉センター廃止
平成3年4月	「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の施行に伴い、食鳥処理場の監視指導等の事務が委任され、本所と東部支所に食鳥検査員各1名を配置
平成4年1月	竹原市忠海と畜場廃止
平成4年4月	食鳥検査員3名(本所2名、東部支所1名)、非常勤食鳥検査員7名(本所5名、東部支所2名)を配置し、食鳥検査を開始
平成5年3月	本所に理化学検査室、女子更衣室、女子便所、車庫を増築
平成8年4月	本所の検査員1名増員、食品衛生法第17条第1項及び第22条委任
平成10年4月	福山市の中核市移行に伴い、東部支所の検査員2名減員
平成11年1月	本所の増改築工事着工(平成11年9月竣工)
平成11年4月	東部支所廃止
平成12年3月	尾道市営と畜場廃止
平成13年4月	と畜検査員1名減員
平成13年10月	牛海綿状脳症(BSE)全頭スクリーニング検査開始
平成15年6月	大規模食鳥処理施設1施設廃止
平成15年8月	と畜検査員1名減員
平成16年3月	高病原性鳥インフルエンザの簡易キットによる検査体制を整備
平成17年9月	食肉衛生検査所ホームページ開設

2 組織と機構

(1) 組織



(2) 広島県行政機関設置条例（昭和39年3月31日条例第94号）抜すい

（食肉衛生検査所）

第6条の2 地方自治法第156条第1項の規定により、食肉に係る検査等に関する事務を分掌させるため、食肉衛生検査所を置く。

2 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
広島県食肉衛生検査所	三次市粟屋町	広島市、呉市及び福山市を除く県下全域

(3) 広島県行政組織規則（昭和39年3月31日規則第18号）抜すい

第5款 食肉衛生検査所

（名称、位置及び所管区域）

第46条の2 行政機関設置条例第6条の2の規定により設置された食肉衛生検査所の名称位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
広島県食肉衛生検査所	三次市粟屋町	広島市、呉市及び福山市を除く県下全域

（所掌事務）

第46条の3 食肉衛生検査所は、次に掲げる事務を所掌する。

- 1 獣畜のとさつ又は解体に伴う検査に関すること。
- 2 獣畜の肉、内臓等の検査に関すること。
- 3 と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者の指導及び監督に関すること。
- 4 食鳥検査に関すること。
- 5 食鳥処理業者の指導及び監督に関すること。
- 6 前5号のほか、獣畜のとさつ及び解体並びにと畜場並びに食鳥処理及び食鳥処理場に関すること。

3 職員の配置状況

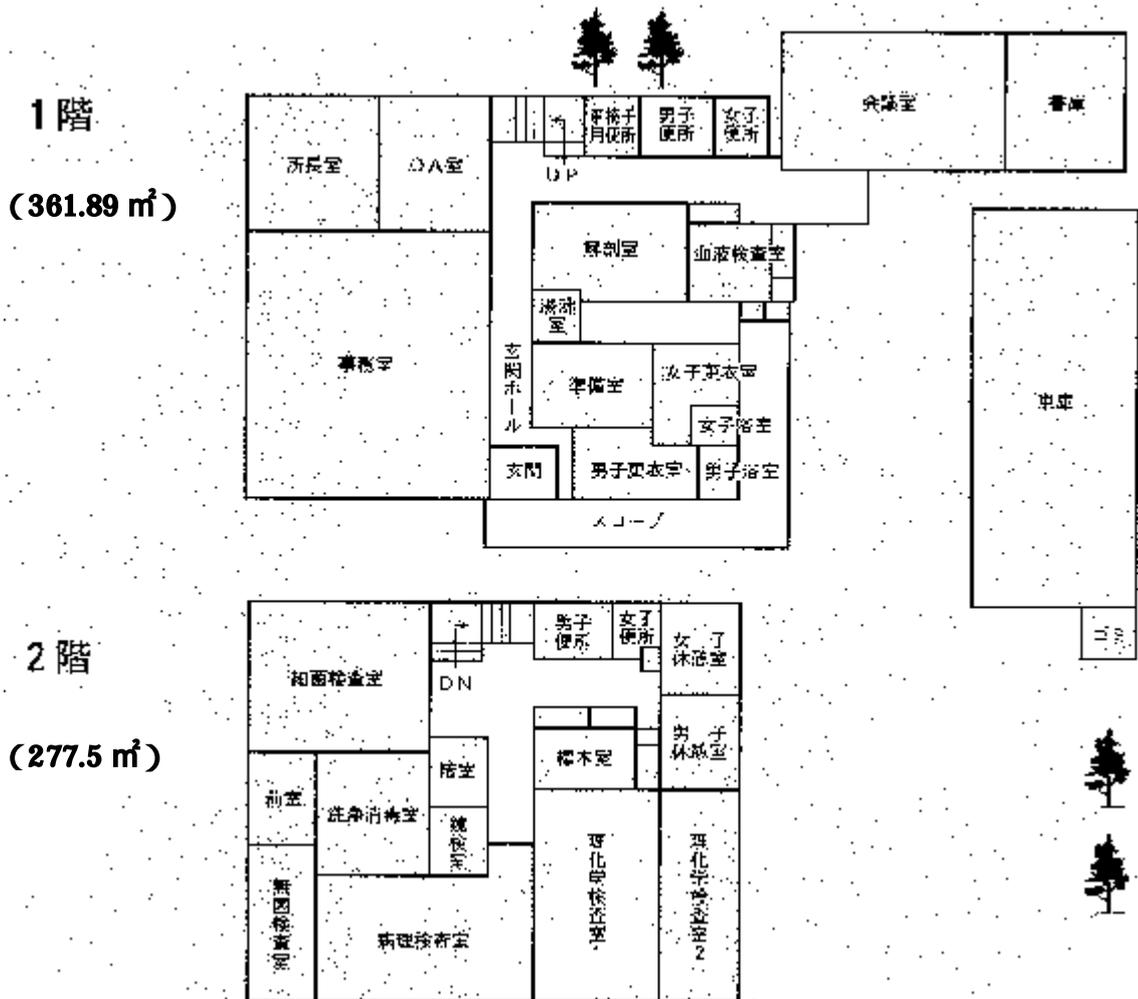
常勤職員						非常勤職員		計
所長	次長	主任 専門員	専門員	主任	主任 技師	と畜検査員	食鳥検査員	
1	1	1	3	3	1	2	7	19

4 業務の内容

- (1) と畜検査.....生体，解体前及び解体後検査
- (2) 食鳥検査.....生体，脱羽後及び内臓摘出後検査
- (3) 試験室内検査.....細菌，理化学，病理組織及びBSEスクリーニング検査
- (4) 残留抗菌性物質等の検査・措置
- (5) 食鳥処理場の認定事務及び監視指導
- (6) と畜業者，とさつ解体従事者及びと畜場の衛生指導
- (7) 人畜共通伝染病等の調査研究
- (8) 検査結果の統計処理及び関係機関・生産者等へのフィードバック
- (9) 消費者に対する衛生思想の普及啓発

5 施設の状況

- (1) 所在地 広島県三次市栗屋町 1911-1
- (2) 敷地面積 1,270 m²
- (3) 建物 鉄筋コンクリート2階建て(1階 361.89 m²，2階 277.5 m²)
- (4) 敷地建物の配置図



6 検査用機械器具備品一覧表

品名	型式	製 作 社 名	数 量
DNA 増幅装置	システム 2400	パーキンエルマー	1
pH 測定器	カスタニ-LBF13	ホリバ	1
アスピレーター	NEOCOOL BP51	ヤマト	1
アルミブロック恒温槽	DTU-1B	TAITEC	1
	DTU-1C	TAITEC	1
安全キャビネット	SCV-1304EC2B	日立	1
遠心分離機	ヘマトクリット遠心器 3110	クボタ	1
	マルチパーパス高速冷却遠心機 68	クボタ	1
	ユニバーサル冷却遠心機 5910	クボタ	1
	バイオフュ-ジ Primo R	日本ケンドロ	1
	パーソナル遠心機	CENTRIFUGE	1
攪拌器	MGH-320	シバタ	1
	ウルトラディスペーサー用ゼネレーター	ヤマト	1
吸光光度計	U-2000	日立	1
クリオスタット	ピラス FS	ブライト社	1
血球計算器	MEK-5155	日本光電	1
	F-410	エルマ	1
顕微鏡	ECETr-2	オリンパス	1
	BHT-321	オリンパス	1
	BHS-322S	オリンパス	4
	ST-21	オリンパス	1
	FX-21	ニコン	1
	SMZ10-4	ニコン	1
	PM-10ADS-1	オリンパス	1
顕微鏡写真装置	UFX-DX-35	ニコン	1
顕微鏡テレビ装置	ICD-740-1	オリンパス	1
顕微鏡投影器	KD-740	オリンパス	1
恒温機	BF-200 サーモメイト	ヤマト	1
	IN-61	ヤマト	1
	M-50S	サーモニクス	1
	NTS-1300N	東京理化	1
	CTP-101	東京理化	1
高速液体クロマトグラフ	SPD - M6A	島津	1
	SPD - M20A	島津	1
小型インキュベーター	M-055N	TAITEC	1
実体顕微鏡	SZH10-	オリンパス	1
自動定量式ピペット	スーパーマイスター-481	エッペンドルフ	5
	電子ピペッター	プロライン	1
純水製造装置	GS-20	アドバンテック	1
	Elix3	MILLIPORE	1
ストマッカー	80T	オルガノ	2
スライド製作機	カラーホイルプリンタ B4C	サクラ	1
臓器撮影装置	T-115-A	高島	1
卓上細胞破碎機	Fast Prep FP120	BIO101 SAVANT	1
超音波清浄器	卓上型 ブランソン 3200-J4	ヤマト	1
ディープフリーザー	MDF-192	サンヨー	1
チェストフリーザー	SCR-F121G	サンヨー	1
電気泳動槽	MUPID-2	コスモバイオ	1
電気定温乾燥器	NDO-600ND	東京理化	1
ドラフトチャンバー	MP-2F	(株)東洋機材	1
濃縮器	ロータリーエバポレーター	ヤマト	4
	セップパッキング	Waters	1
培養器	ガスパック 100	BBL	1
秤	上皿電子天秤 PJ-6000	メトラー	1

品名	型	式	製 作 社 名	数 量
	AE100		メトラー	1
	電子マクロ分析天秤 BA-120S		ザルトリウス	1
	上皿電子天秤 EZ-500		研精工業	1
	精密電子天秤 BX-420H		島津	1
パラフィン伸展器	T-75		高島商店	1
	丸形水溶伸展器		サクラ	1
	PS-52		サクラ	1
パラフィン溶融器	Tissue - Tek TEC5		三共	1
比色計	光電式 SD-20		島津	1
ピペット洗浄器	超音波 AW-31		ヤマト	2
孵卵器	MIR-153		サンヨー	1
	MIR-553		サンヨー	1
	IN601		ヤマト	1
プレートリーダー	MODEL550		BIORAD	1
プレートウォッシャー	MODEL1575		BIORAD	1
分析装置	スポットケム SP-4410		ARKLAY	1
分注器	連続分注ピペット 8チャンネル		エッペンドルフ	1
	8連ピペッター		Finnpipette	1
	ピペットエイド 7566		B・D社	1
	マイクロピペット 4810-1000		エッペンドルフ	2
	マイクロピペット 4810-250		エッペンドルフ	1
	マイクロピペット 4810-20		エッペンドルフ	1
	EM ピペタスアキュ		アズワン	1
包埋装置	1400PB-2		白井松機械	1
ホモジナイザ	LK-22		ヤマト	1
マイクロトーム	LS113 型		ヤマト	1
滅菌器	GM-6E		平沢	1
	MOV-212S		サンヨー	1
	SD30N		トミー	1
	HA-300M		平山製作所	1
	HV-50		平山製作所	1
	MLS-3750		サンヨー	1
落射蛍光顕微鏡	BHS-32		オリンパス	1
濾過装置	SEP-PAK C18		Waters	1
振盪器	MX-4		三光	2
	シェーカー		池本理化	1
冷蔵庫	MRFT-630D-D1		澤藤電機	1
	NR-314TG		ナショナル	1
	メディカルフリーザーMDF135		サンヨー	2
冷蔵ショーケース	RC - M15C		日立	1

7 管内の状況（平成17年3月31日）現在

所管区域は、県内全域（広島市・呉市・福山市を除く）。

（1）位置図



（2）と畜場の概要

と畜場名	と畜場番号	所在地	面積 (m ²)		浄化槽能力 (t/日)	処理頭数/日 (頭)	
			敷地	建物		大動物	小動物
全国農業協同組合連合会 広島県本部 三次食肉加工センター	11	三次市 粟屋町 1905番地	14,305.0	3,743.8	770	25	300

(3) 大規模食鳥処理場の概要

処 理 場 名	所 在 地	1 日 平 均 処 理 羽 数 (羽)	食 鳥 処 理 管 理 者 数	浄 化 槽 能 力 (t / 日)
広島食鶏事業協同組合	三原市新倉町 5 9 4 番地の 3	8,500 羽	18	300
サイコー物産株式会社	安芸高田市高宮町羽佐竹 8 6 9	4,000 羽	8	100

8 検査等手数料及び歳入状況

(1) 検査等手数料の推移

(円)

年 度	牛・馬	とく 豚	めん羊 山 羊	病 畜	証 明	食 鳥
昭和 28.4～50.3	300	200	50	400	100	
50.4～51.3	500	350	100	500	200	
51.4～57.3	900	450	250	1,000	200	
57.4～60.3	900	450	250	1,000	400	
60.4～63.3	900	450	250	1,000	500	
63.4～平成元.3	900	450	250	1,000	600	
元.4～3.3	900	450	250	1,200	610	
3.4～4.3	900	450	250	1,300	610	
4.4～6.3	900	450	250	1,300	610	4
6.4～9.3	900	450	250	1,300	720	3(4)
9.4～	900	450	250	1,300	730	3(4)

(注) 食鳥検査手数料の(4)は土・日祝祭日及び年末年始

(2) 検査手数料歳入状況

(円)

年 度	牛・馬	とく・豚	めん羊 山 羊	病 畜	食 鳥	計
7	12,132,900	17,014,500	1,750	742,300	14,909,079	44,800,529
8	11,436,300	15,704,550	2,000	685,100	14,338,796	42,166,746
9	10,936,800	13,490,100	250	804,700	12,958,643	38,190,493
10	3,699,900	11,829,150	750	388,700	12,424,628	28,343,128
11	3,591,000	10,291,950	0	401,700	12,458,367	26,743,017
12	1,897,200	8,777,700	250	248,300	12,134,846	23,058,296
13	1,415,700	9,206,550	0	79,300	12,407,028	23,108,578
14	1,683,000	9,178,200	0	0	12,105,852	22,967,052
15	1,615,500	9,344,250	0	0	11,098,166	22,057,916
16	1,582,200	9,158,400	0	0	10,925,944	21,666,544

第2章 事業の概要

1 事業概況

当所は、昭和28年8月に制定されたと畜場法に基づいて、食用に供する目的で管内1と畜場に搬入される獣畜（牛、とく、馬、豚、めん羊、山羊）のと畜検査を実施している。

現場では、すべての獣畜に対して1頭ずつ、生体検査、内臓検査及び枝肉検査を行い、食肉の安全性確保に努めるとともに、HACCPの考え方に沿って、と畜場施設の整備点検や作業従事者の衛生指導を実施している。さらに、残留有害物質モニタリング検査及び牛枝肉の衛生検査を計画的に実施し、食肉の衛生的品質向上を図っている。

また、平成3年度から施行された「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、平成4年度から管内2施設の大規模食鳥処理場で食鳥検査を実施し、管内16施設の認定小規模食鳥処理場の監視指導を行っている。さらに、残留有害物質モニタリング検査を計画的に実施し、食鳥肉の衛生的品質向上を図っている。

当所は、全国食肉衛生検査所協議会に加入し、調査研究、学会、研修会などを通じて検査技術の向上を図っているところである。

(1) と畜検査

ア 平成16年度の総と畜検査頭数（と畜場外と畜頭数を除く）は22,110頭で、前年度と比較して452頭（2.0%）減少した。

イ 検査の結果、全部廃棄した獣畜は88頭（牛1頭、豚87頭）で、その理由は膿毒症が44頭で最も多く、以下敗血症が24頭、変性または萎縮が19頭、尿毒症1頭の順となっている。一部廃棄頭数は牛が1,679頭（95.7%）、豚が19,316頭（94.9%）であった。

(2) 食鳥検査

ア 平成16年度の総食鳥検査羽数は、ブロイラーが3,388,768羽、成鶏0羽であった。

イ 検査の結果、全部廃棄した羽数は18,404羽で、その理由は削瘦及び発育不良が5,995羽で最も多く、以下大腸菌症（5,397羽）、炎症（3,361羽）の順となっている。一部廃棄羽数は64,720羽（1.9%）であった。

(3) 試験室内検査

ア 人と動物の共通感染症、法定家畜伝染病及び抗菌性物質等の残留が疑われるものや、現場での診断が困難なものについては、試験室内において細菌学的、理化学的及び病理学的検査を実施して、その結果に基づいて診断を行っている。平成16年度に試験室内検査を行った獣畜52頭のうち、獣畜19頭（36.5%）を全部廃棄した。

イ と畜場に搬入されたすべての牛についてBSE（牛海綿状脳症）スクリーニング検査を実施した。平成16年度は1,754頭についてスクリーニング検査を実施し、すべて陰性であった。

ウ 食肉の解体処理における細菌汚染状況を把握し、作業手順改善の効果判定等に用いるため、牛及び豚枝肉のふき取り検査を実施した。牛については、併せて腸管出血性大腸菌O157による汚染の有無を確認した。

エ 食肉及び食鳥肉への抗菌性物質等の残留の有無を調べるため、残留有害物質モニタリング検査を実施した。

(4) 衛生指導等

ア 当所で作成したBSE対応マニュアルに基づき、発生時の対応について模擬演習を実施した。

イ 管内の大規模食鳥処理場2施設及び認定小規模食鳥処理場16施設について、立ち入り検査及び許可認定事務を行った。

(5) 消費者等に対する衛生教育

食肉の安全に対する関心が高まる中、消費者に対する衛生講習会、施設見学を実施した。

(6) 調査研究

3つのテーマ(と畜場における排水中の脊髄組織の動向についての一考察,と畜場搬入豚における毒素産生性 *Pasteurella multocida* の分離状況, B S E に関する消費者意識 - リスクコミュニケーションに向けて -) について調査し, その成果を各種学会, 研修会, 業績発表会等で発表した。

2 と畜検査

(1) 月別と畜検査頭数

(単位 : 日 , 頭)

月	検査日数	肉用牛		乳用牛		とく		馬		豚		めん山羊		月計
		健	病	健	病	健	病	健	病	健	病	健	病	
4	21	167						2		1,704				1,873
5	18	146								1,577				1,723
6	22	134						1		1,683				1,818
7	21	171								1,504				1,675
8	20	159								1,673				1,832
9	20	128								1,603				1,731
10	20	139								1,725				1,864
11	20	174								1,850				2,024
12	18	166						1		1,941				2,108
1	18	112								1,739				1,851
2	19	105		4						1,682				1,791
3	22	148		1						1,672				1,821
計	239	1,749	-	5	-	-	-	4	-	20,353	-	-	-	22,111

(2) 年度別と畜検査頭数

(単位 : 頭)

年度	牛	とく	馬	豚	めん山羊	計
7	13,967	28	24	37,843	7	51,869
8	13,156	23	16	34,938	8	48,141
9	12,701	19	27	30,002	-	42,749
10	4,348	21	1	26,328	3	30,701
11	4,238	18	2	22,908	1	27,167
12	2,248	11	2	19,532	1	21,794
13	1,625	6	-	20,462	-	22,093
14	1,868	-	2	20,396	-	22,266
15	1,795	-	2	20,765	-	22,562
16	1,754	-	4	20,352	-	22,110

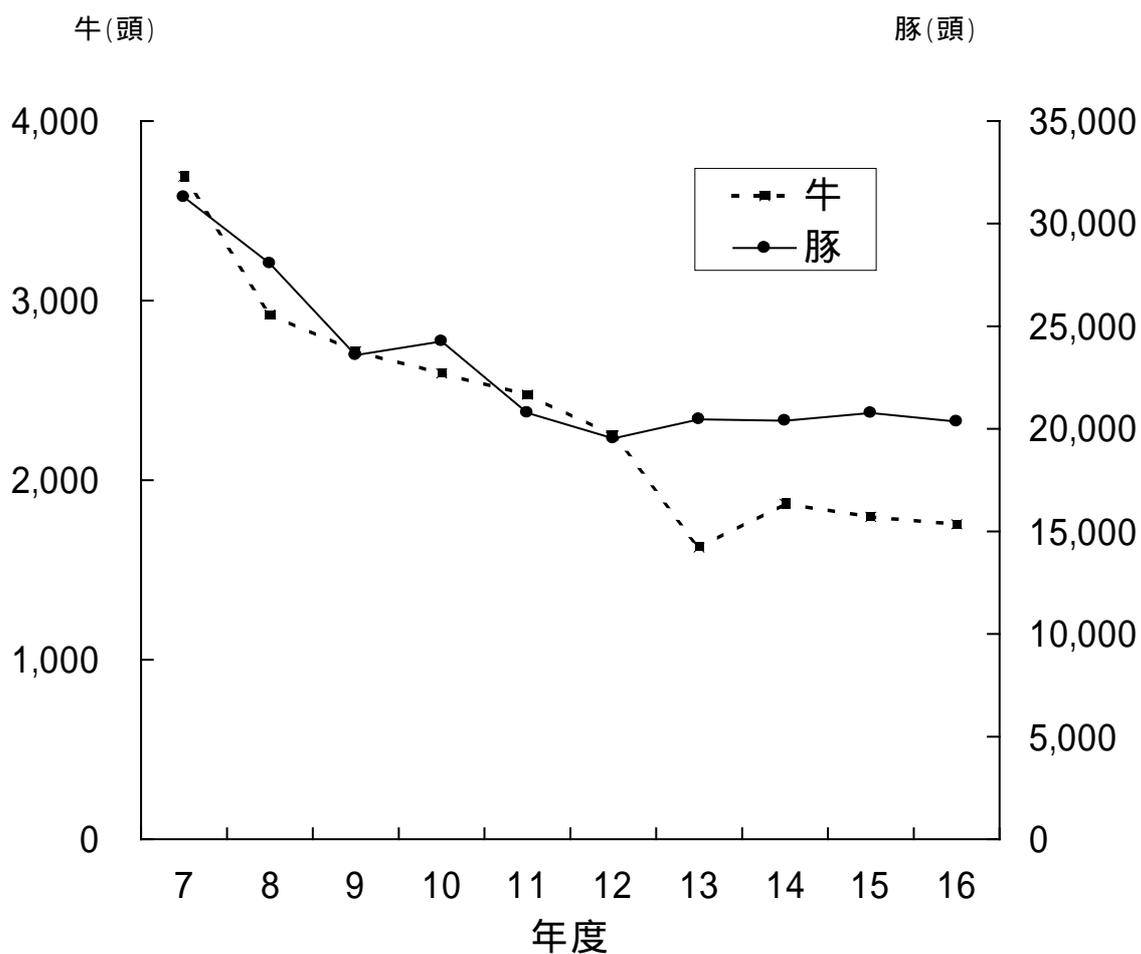
(注) とちく場外とちく頭数を除く

(3) と畜場別検査頭数

(単位：頭)

三 次 食 肉 加 工 セ ン タ ー	年度	牛	とく	馬	豚	めん山羊	計
	7	3,691	17	4	31,294	3	35,009
8	2,923	11	1	28,060	4	30,999	
9	2,717	14	2	23,595	-	26,328	
10	2,594	16	1	24,262	3	26,876	
11	2,476	14	2	20,782	1	23,275	
12	2,248	11	2	19,532	1	21,794	
13	1,625	6	-	20,462	-	22,093	
14	1,868	-	2	20,396	-	22,266	
15	1,795	-	2	20,765	-	22,562	
16	1,754	-	4	20,352	-	22,110	

(4) と畜検査頭数の推移 (三次食肉加工センター)



(6) 年度別処分頭数

(単位:頭)

年度 (平成)	とさつ禁止 解体禁止					全部廃棄					一部廃棄																			
											肉					内臓					肉と内臓					計				
	牛	とく	馬	豚	めん山羊	牛	とく	馬	豚	めん山羊	牛	とく	馬	豚	めん山羊	牛	とく	馬	豚	めん山羊	牛	とく	馬	豚	めん山羊	牛	とく	馬	豚	めん山羊
7	9			1		148	4		198		6	1		6		10,181	14	16	35,857	5	206	6		938		10,393	21	16	36,801	5
8	5			3		161	1		161		33	1		14		8,569	13	6	31,655	7	341	5	1	721		8,943	19	7	32,390	7
9	10					184	1		94		37	1		19		8,565	10	14	27,411	4	502	3	2	498		9,104	14	16	27,928	4
10	8					110	3		87		46	2		72		3,195	12	1	23,203	3	310	1		382		3,551	15	1	23,657	3
11	2			1		108	1		45		49	4		64		3,143	8	1	20,067		373	2		368		3,565	14	1	20,499	
12	8			4		59	1		47		23			184		1,681	6	2	16,939	2	150	1		565		1,854	7	2	17,688	2
13	3			1		22			62		11			366		1,285	4		17,822	1	75	2		588		1,371	6		18,776	1
14						1			80		8			204		1,631			17,438		93			588		1,732			18,230	
15						1			88		3			182		1,605		1	18,331		76			681		1,684		1	19,194	
16						1			87		2			79		1,600		3	18,523		77			714		1,679		3	19,316	

3 食鳥検査

(1) 月別食鳥検査羽数

(単位：日，羽)

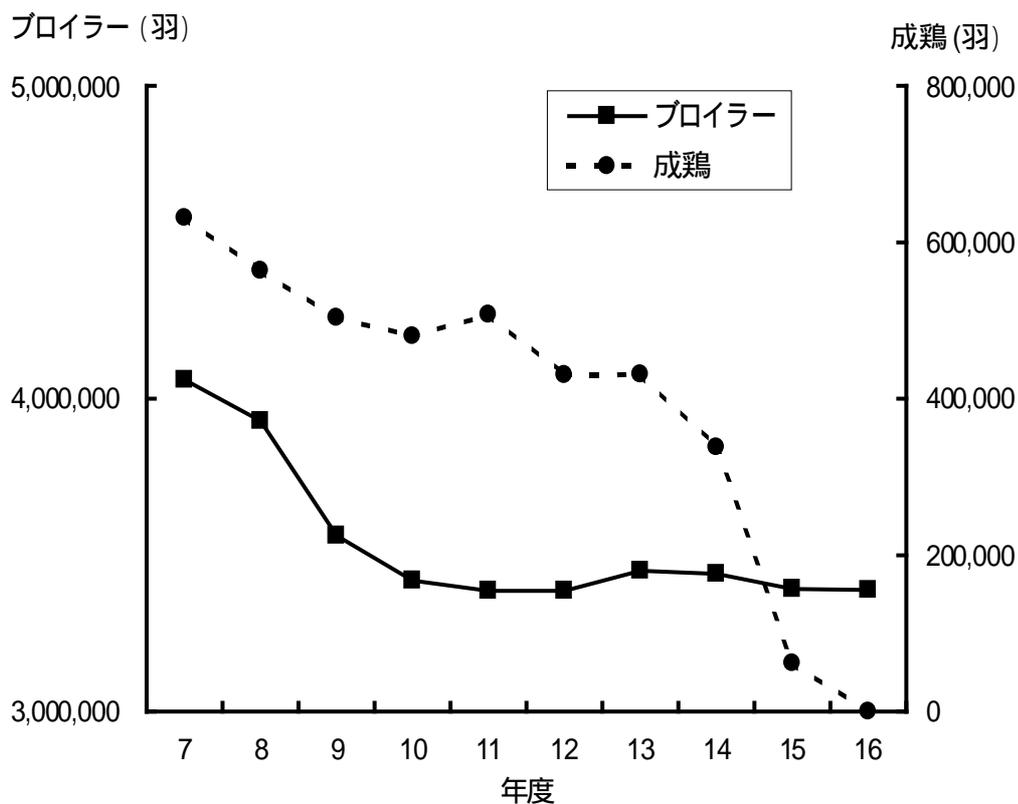
月	広島食鶏事業(協)			サイコー物産(株)		月計
	日数	ブロイラー	成鶏	日数	ブロイラー	
4	23	198,552		21	83,590	282,142
5	22	184,001		21	78,528	262,529
6	21	175,517		22	76,964	252,481
7	24	194,061		21	70,379	264,440
8	24	184,672		21	77,221	261,893
9	24	202,964		21	79,074	282,038
10	25	222,790		21	81,641	304,431
11	24	229,325		22	83,193	312,518
12	27	248,783		22	106,778	355,561
1	23	188,558		21	79,077	267,635
2	22	186,937		20	74,366	261,303
3	23	198,597		22	83,200	281,797
計	282	2,414,757	-	255	974,011	3,388,768

(2) 年度別食鳥検査羽数

(単位：羽)

年度	ブロイラー	成鶏	あひる	七面鳥	合計
7	4,060,186	631,097			4,691,283
8	3,929,063	563,423			4,492,486
9	3,562,121	503,412			4,065,533
10	3,418,102	479,785			3,897,887
11	3,385,297	507,248			3,892,545
12	3,386,133	430,137			3,816,270
13	3,449,803	430,937			3,880,740
14	3,440,248	337,936			3,778,184
15	3,391,898	61,881			3,453,779
16	3,388,768	-			3,388,768

(3) 検査羽数の推移

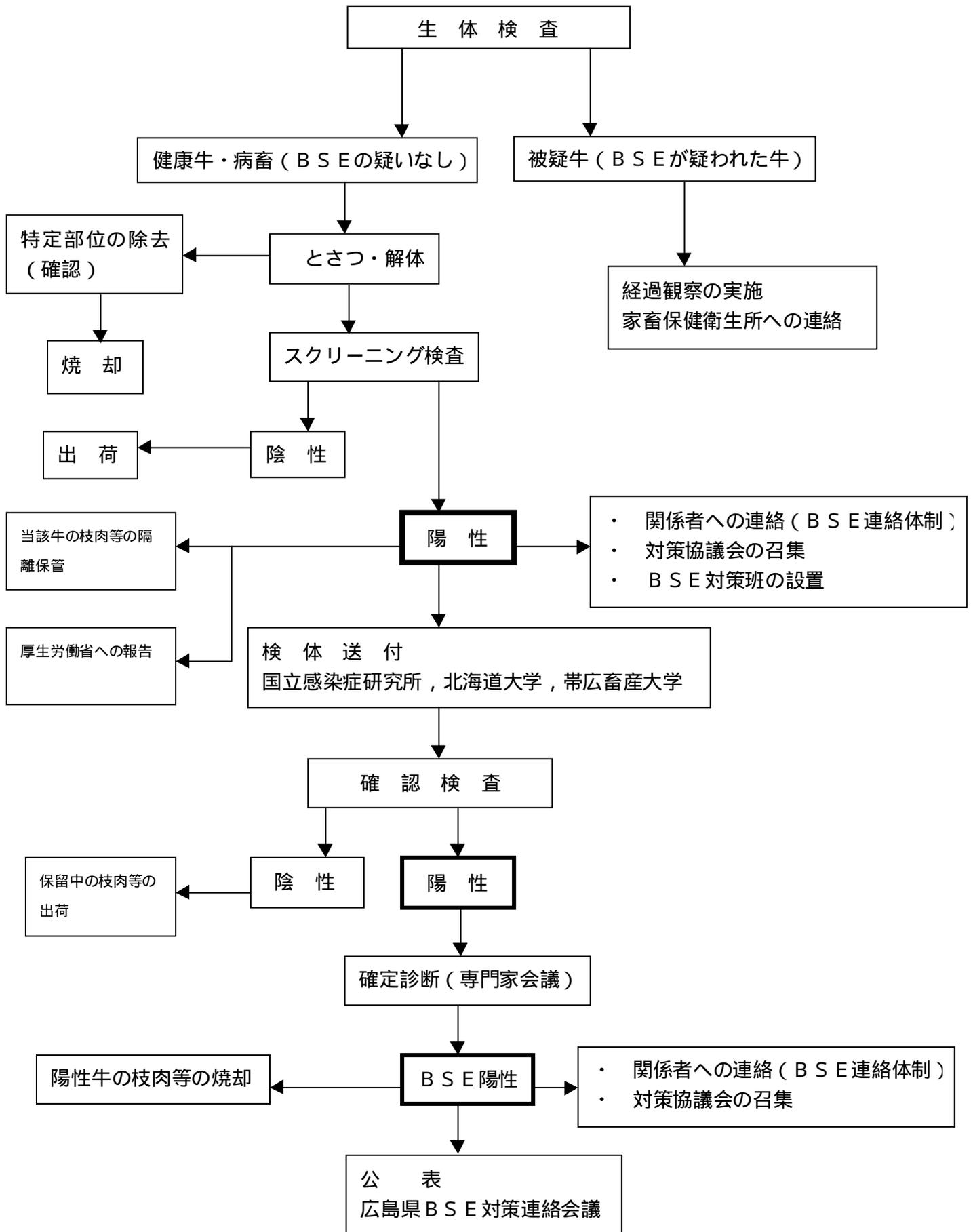


(4) 年度別処分状況

(単位 : 羽)

年度	検査羽数	処分羽数	処分区分		処分率
			全部廃棄	一部廃棄	
7	4,691,283	93,883	22,506	71,377	2.00%
8	4,492,486	111,230	25,287	85,943	2.48%
9	4,065,533	94,249	20,934	73,315	2.32%
10	3,897,887	107,267	25,302	81,965	2.75%
11	3,892,545	107,998	27,261	80,737	2.77%
12	3,816,270	62,045	25,030	37,015	1.63%
13	3,880,740	60,781	23,445	37,336	1.57%
14	3,778,184	100,613	25,517	75,096	2.66%
15	3,453,779	89,739	22,462	67,277	2.60%
16	3,388,768	83,124	18,404	64,720	2.45%

4 牛海綿状脳症（BSE）対策



(3) と畜検査 (検査項目別)

(単位:頭,件数)

検査区分	検査頭数	細菌検査			血清反応	血液検査	病理検査	理化学検査	寄生虫検査	動物実験	検査延件数	陽性頭数	措置				備考
		直接鏡検	一般培養	同定									とさつ禁止	解体禁止	全部廃棄	一部廃棄	
細菌病	炭疽	3	3		3						6						
	豚丹毒	21	41	84	31						156						
	サルモネラ病										-						
	結核病										-						
	ブルセラ病										-						
	破傷風										-						
	放線菌症	1		3	3						6					1	
	抗酸菌症										-						
	膿毒症	10		80	40						120	3			3		
	敗血症	33		264	132						396	15			15		
その他										-							
原虫病	トキソプラズマ病										-						
	その他										-						
寄生虫病	のう虫病										-						
	ジストマ病										-						
	その他										-						
その他の疾病	尿毒症	1				3					3	1			1		
	黄疸										-						
	水腫										-						
	腫瘍	1						3			3					1	
	中毒諸症										-						
その他	1						4			4					1		
その他 抗菌性物質等	42		168								168						
計	113	44	599	206	3	3	7				862	19			19	3	

(4) 牛海綿状脳症 (BSE) スクリーニング検査

(単位:頭)

検査実頭数	分類			陽性頭数
	生後24ヶ月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害などの神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するもの	生後30ヶ月齢以上の牛	その他の牛	
1,754	0	478	1,276	0

(5) モニタリング検査

ア 牛枝肉のふきとり検査

(検体数)

検査頭数	一般細菌数	大腸菌群数	腸管出血性大腸菌 O157	
			免疫クロマト法	PCR法
36	72	72	2	36

イ 豚枝肉の汚染状況調査

(検体数)

検査頭数	一般細菌数	大腸菌群数
100	200	200

ウ 残留有害物質モニタリング検査

(検体数)

検査頭(羽)数	抗生物質	合成抗菌剤	内寄生虫用薬
56	168	0	0

6 衛生指導等

(1) 三次食肉加工センターに対する衛生指導

ア BSE対策

平成13年度から、食用のためとさつ解体されるすべての牛に対してスクリーニング検査を実施しているが、当所で作成したBSE対応マニュアルに基づいて、平成15年度に引き続き、発生時の対応について消毒作業等の実地訓練を含む模擬演習を実施した。

(ア) 事前協議

月 日	場 所	出席者数(人)
5月14日	検査所	7

(イ) 模擬演習

月 日	場 所	参加人数(人)
5月28日	検査所・大動物処理施設他	16

(ウ) と畜衛生講習会

月 日	場 所	参加人数(人)
11月5日	検査所	15

(2) 消費者に対する衛生教育

月 日	場 所	参加人数(人)
2月25日	検査所	25
3月11日	検査所	14

(3) 小規模食鳥処理場立入検査

施 設 数	立 入 検 査 延 べ 件 数
16	16

(4) 小規模食鳥処理場の処理羽数及び廃棄処分状況

(単位：羽)

処 理 羽 数	73,593
と さ つ 禁 止	
全 部 廃 棄	1,034
一 部 廃 棄	467

第 3 章 調査及び研究

1 平成16年度の調査及び研究発表

(1) と畜場における排水中の脊髄組織の動向についての一考察

井上佳織 中村 満 正岡亮太

1 はじめに

牛の特定部位は、と畜処理の過程で確実に除去し、焼却処分することが義務付けられている。中でも脊髄は、背割りの際枝肉を汚染する可能性があるため、脊髄除去装置等を用いた背割り前の脊髄除去が推進されている。当所管内のと畜場では吸引式脊髄除去装置を使用しているが、この装置により脊髄を完全に吸引除去することは困難なことがあるため、脊柱に残った脊髄は背割り後、器具等を用いて手作業により除去している。その後、枝肉は高压洗浄機により洗浄し、さらに手洗浄を加えることで脊髄除去の徹底を図っている。その洗浄効果については既報のとおりである。

と畜場の排水は、当所管内のと畜場では污水处理施設（活性汚泥法）で処理後河川へ放流されている。一方、污泥は肥料として利用されてきたが、牛海綿状脳症の発生以降、肉骨粉等の牛への誤用・流用を防止する観点から肉骨粉等を含む飼料・肥料の製造及び出荷の一時停止の要請がなされた経緯がある。

今回、排水中の脊髄組織の動向に着目し、ELISA 法による簡易キットを用いて調査を行い、若干の考察を加えたので報告する。

2 調査方法

(1) 調査期間

平成16年6～7月

(2) 調査検体

枝肉洗浄前及び洗浄中の排水、排水溝中の排水、污水处理施設内の排水及び河川への放流水についてそれぞれ50mlを採材し、合計143検体を調査に用いた（図1）。

枝肉洗浄機の排水 29 検体（枝肉洗浄前 1 検体、枝肉洗浄中 28 検体）

污水处理施設へ入る直前の排水溝の排水 4 検体

污水处理施設内の排水 28 検体（貯留槽 4 検体、曝気槽 18 検体、濃縮槽 6 検体）及び濃縮槽内沈殿物 4 検体

污水处理施設から暗渠を通り河川へ排出される放流水 78 検体（就業時間中 15 分おきに採材）

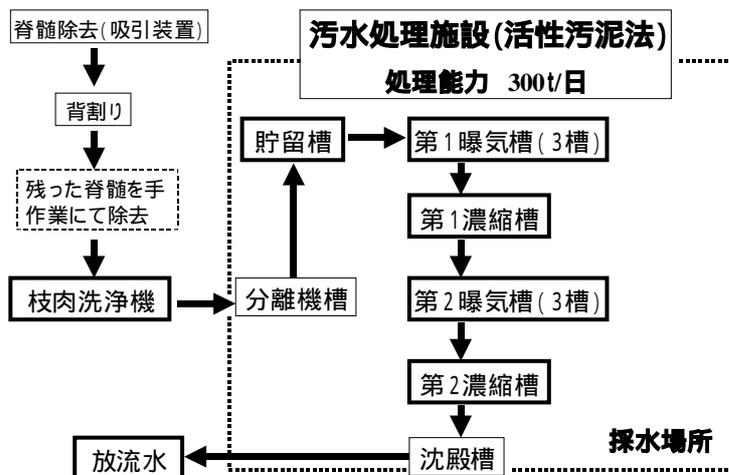


図1 排水の流れ及び採水場所

(3) 検出方法

各検体は濾過後これを試料とし、RIDAスクリーン脳・脊髄組織含有テスト（アズマックス株）を用い、中

中枢神経系組織の細胞マーカーであるグリア細胞繊維性酸性タンパク質(GFAP)を測定した(図2)。検出限界は0.1%である。

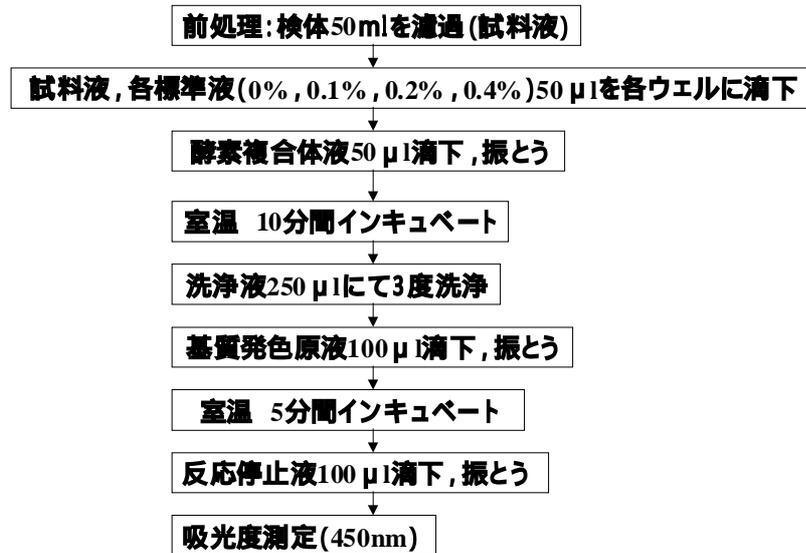


図2 検出方法

3 結果

枝肉洗浄機の排水 29 検体中 20 検体から GFAP が検出された。これらを濃度別にみると、0.1%以上 0.2%未満が 13 検体、0.2%以上 0.4%未満が 2 検体、0.4%以上が 5 検体であった(表1)。これらと脊髓除去装置の使用による脊髓の除去率に相関はなかった(表2)。汚水処理施設の排水等 114 検体から GFAP は検出されなかった。

表1 検出結果

排水の区分		検体数	GFAP濃度			
			0%	0.1%以上 0.2%未満	0.2%以上 0.4%未満	0.4%以上
枝肉洗浄機	洗浄前	1	1	0	0	0
	洗浄中	28	8	13	2	5
排水溝		4	4	0	0	0
汚水処理施設	貯留槽	4	4	0	0	0
	曝気槽	18	18	0	0	0
	濃縮槽	10	10	0	0	0
放流水		78	78	0	0	0
合計		143	123	13	2	5

表2 脊髓除去率別の検出結果

脊髓除去の程度(除去率)		GFAP濃度				合計
		0%	0.1%以上 0.2%未満	0.2%以上 0.4%未満	0.4%以上	
(仙椎の一部に残)	(90%)	4	4	1	1	10
(仙椎全部に残)	(80%)	1	7	1	1	10
(仙椎~腰椎に残)	(70%)	1	1	0	2	4
(仙椎~腰椎全部に残)	(60%)	1	0	0	0	1
×(仙椎~胸椎に残)	(50%)	1	1	0	1	3
合計		8	13	2	5	28

4 考察

排水中における脊髄組織の動向に着目し、中枢神経系組織の細胞マーカーである GFAP を指標とし測定を行ったところ、枝肉に付着していた脊髄組織は、高圧洗浄機による洗浄により洗い流され、排水中へ流入していることが確認された。污水处理施設の排水等からは脊髄組織は検出されなかった。このことから、脊髄組織の含有量が少なく大量の排水で希釈されたため検出できなかった。GFAP が排水中で変性したため検出されなかった。污水处理施設にて処理された等が推測された。

現在、と畜場から排出される汚泥を肥料として利用した場合、牛への BSE の伝達リスクの評価にあたって必要な科学的知見が十分ではないため、肥料の利用には、誤用防止措置の徹底が前提になっている。そのため、と畜場の排水及び汚泥の汚染防止策を図ることも重要と考えるが、その具体策については今後検討を重ねる必要があると思われる。

広島県獣医師会	8月 27日	広島市	発表者：井上 佳織
日本獣医師公衆衛生学会（中国）	10月 2日	島根県	発表者：井上 佳織
双三獣医師会技術検討会	2月 28日	三次市	発表者：井上 佳織

(2) と畜場搬入豚における毒素産生性 *Pasteurella multocida* の分離状況

東久保 靖 山下 和子

1 はじめに

萎縮性鼻炎 (AR) は, *Bordetella bronchiseptica* (Bb) 及び毒素産生性 *Pasteurella multocida* (Pm) による鼻甲介の形成不全あるいは萎縮を特徴とする呼吸器系感染症である。

一方, 平成 16 年 2 月 6 日付けでと畜場法施行規則が改正され, 検査対象疾病に AR も加えられたところである。しかし, AR は特徴的な所見 (鼻曲がり, 上顎骨の萎縮等) 以外には臨床所見に乏しい。そのため, 生体検査のみでの判定は困難であり, 当所では対応に苦慮しているところである。そこで, AR の明確な診断基準として菌検索が有効であるか検討するため, と畜場搬入豚について AR 原因菌である毒素産生性 Pm の分離状況を調査したので報告する。

2 材料及び方法

(1) 供試検体

平成 16 年 6 月～8 月の間に管内と畜場に搬入された豚のうち, AR に特徴的な鼻曲がり等の外貌所見を認めた豚 12 頭及び著変を認めない豚 48 頭について, 鼻腔スワブ 60 検体を採取して供試した。

また, 鼻甲介病変の確認のため「鼻切り」を実施し, 鼻甲介病変を認めた豚について鼻腔スワブ 40 検体を採取して供試した。

(2) 毒素産生性 Pm の分離・同定

供試検体は, Avril らが報告[2]した MHS 培地で分離培養し, 疑わしい集落を純培養後, ID テスト EB-20 (ニッスイ), API20NE (バイオメリュー) により生化学的性状検査及び Nagai らが報告した PCR 法により毒素産生性 Pm の同定を行った。

3 成績

(1) 外貌所見における毒素産生性 Pm の分離状況 (表 1)

外貌所見のみで判定した 60 検体について, 毒素産生性 Pm の分離状況を表 1 に示した。60 検体中 3 検体 (5.0%) から毒素産生性 Pm が分離された。そのうち 外貌所見で鼻曲がりを認めたものは 12 検体中 1 検体 (8.3%), 著変を認めないものは 48 検体中 2 検体 (4.2%) から毒素産生性 Pm が分離された。

表 1 外貌所見における毒素産生性 *P. multocida* の分離状況

外貌所見	供試検体数	陽性検体数	分離率 (%)
鼻曲がり	12	1	8.3
著変なし	48	2	4.2
計	60	3	5.0

(2) 鼻甲介病変における毒素産生性 Pm の分離状況 (表 2)

「鼻切り」により鼻甲介病変を認めた 40 検体について, 毒素産生性 Pm の分離状況を表 2 に示した。40 検体中 4 検体 (10.0%) から毒素産生性 Pm が分離された。そのうち, 重度の鼻甲介病変を認めたものは 14 検体中 3 検体 (21.4%), 中等度のものは 16 検体中 0 検体, 軽度のものは 10 検体中 1 検体 (10.0%) から毒素産生性 Pm が分離された。重度のものうち, 外貌所見で鼻曲がりを認めたものが 9 検体あり, そのうちの 3 検体 (33.3%) から毒素産生性 Pm が分離された。また, 外貌所見で鼻曲がりを認めたものは, 全て重度の鼻甲介病変がみられた。

表2 鼻甲介病変における毒素産生性 *Pmultocida* の分離状況

鼻甲介病変	供試検体数	陽性検体数	分離率(%)
重度	14(9)	3(3)	21.4(33.3)
中等度	16	0	-
軽度	10	1	10.0
計	40	4	10.0

* ()は外貌所見で鼻曲がりを認めたものを再掲

4 考察

毒素産生性 Pm の分離率は、他者報告では農場によってかなり差があり 0~100%であった。今回の成績は、Cowartら及び Backstromらの報告とほぼ同様であったが、牛島らの報告と比べるとやや低かった。今回の成績には示していないが、当所でも農場毎の分離率がかなり異なっていた。今回は、分離率の極端に高い農場がなかったことで、分離率がやや低かったものと考えられた。

外貌所見における分離状況では、鼻曲がりを認めたものは著変を認めないものよりも分離率がやや高い傾向にあった。しかし、著変を認めないものでも毒素産生性 Pm が2検体検出されていることから、外貌所見による判定のみでは分離状況に明確な特徴は認められなかった。これは、毒素産生性 Pm を保菌している健康豚の存在、あるいは、鼻甲介病変を認めるが外貌所見で著変を認めないものの存在を示唆していると考えられた。

そこで、外貌所見で著変を認めない豚を含めて「鼻切り」を実施したところ、程度の差はあるが、鼻甲介病変を認めたものもみられた。また、そのなかに、重度の鼻甲介病変を認めたものもみられた。鼻甲介病変における分離状況では、鼻甲介病変が重度のものは、軽度及び中等度のものよりも分離率が高かった。このことから、鼻甲介病変が重度のものは、毒素産生性 Pm を保菌している可能性が高いことを示唆していた。しかし、軽度のものでも検出されていることから、保菌は病変の程度とは必ずしも関連していないとも考えられた。これは、AR病変は一定であるのに鼻腔内の菌叢は検査時期によって相違がみられ、特に出荷時期の検査のみでAR病変と菌分離との関連を検討することは不適當であるという報告を追認するものであった。

また、AR病変を有していても毒素産生性 Pm を分離できない豚がしばしば認められている。これは、毒素産生性 Pm によりAR病変が形成された後、豚の日齢が進むことで免疫等により菌交代現象がおこり菌分離できなくなると考えられている。今回も、外貌所見や鼻甲介病変を認めたもので、菌分離できないものがみられた。

これらの成績から、ARの診断には外貌所見及び菌検索のみでは限界があると考えられた。また、「鼻切り」による検査もある程度は有効であると思われるが、日常業務として実施することは現実的でないと思われる。このため、病理検査等も含めて早急な診断基準の策定が必要であると考えられた。さらに、と畜検査での疾病排除は困難であることから、農政サイドと密接に連携をとりあい、生産農場における幼若豚の段階での対応を検討していく必要があると考えられた。

今回は検体数が少なかつたため、ばらつきが多く推測の域を出ないが、今後は検体数を増やし、検査方法の検討及び農場や生体の状態等による種々の条件でのさらなる検討を行っていきたい。

食肉衛生検査所協議会中・四国ブロック技術研修会

10月20日 徳島県 発表者：東久保 靖

双三獣医師会技術検討会

2月28日 三次市 発表者：東久保 靖

(3) BSEに関する消費者意識 - リスクコミュニケーションに向けて -

金田佳子 池庄司剛 榮広史

1 はじめに

国内で初めてBSE（牛海綿状脳症）感染牛が確認されてから約3年経過するが、この間も食品の安全性に対する不信感を助長する事案が頻発し、食品の安全性確保やリスクコミュニケーションの必要性が高まっている。一方、米国においてもBSE感染牛が確認され、米国産牛肉の日本への輸入禁止及び再開問題など、消費者の食肉に対する社会的な関心が高まっているところである。

そこで今回、消費者、特に育ち盛りの小学生の保護者を対象に、BSEに対する認識状況や情報の浸透状況についてアンケート調査を実施し、食肉衛生検査の立場から食肉の安全性に関するリスクコミュニケーションのあり方について検討したので報告する。

2 調査方法等

(1) 調査期間

平成16年5月～7月

(2) 調査内容

管内の小学校2校の保護者及び教員750名を対象にアンケート（別紙1）調査を実施した。調査時に、当所で作成した「広島県食肉衛生検査所の概要」（別紙2）を配布した。

3 調査結果及び考察

(1) 回収数

524名（回収率69.9%）

(2) 性別（図1）

男性63名（12%）、女性457名（87%）
無回答4名（1%）

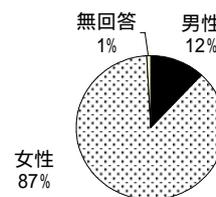


図1 性別

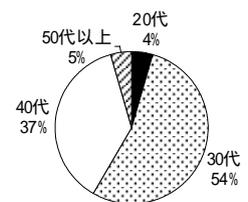


図2 年齢

(3) 年齢（図2）

30代及び40代が9割以上を占めた。

(4) 食肉衛生検査所業務の認識状況（図3）

と畜検査や食鳥検査などの当所の業務について、「知っていた」が57%であったが、「知らなかった」が41%で予想以上に認識されていなかった。

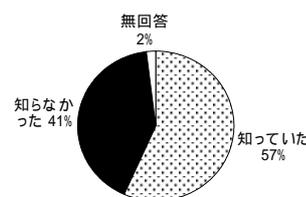


図3 食肉衛生検査所業務の認識状況

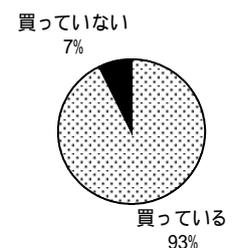


図4 牛肉の購入状況

(5) 牛肉の購入状況（図4）

93%の人が牛肉を買っており、牛肉が家庭の食生活に密接なものであることがうかがえた。

牛肉を買わない理由（複数回答）（図5）

「牛肉を買わない」と回答した人のうち、理由は「好きでないから」が18件、「高価だから」が16件であった。「偽装表示などの不正が続き、牛肉を取扱う業者が信用できないから」や「BSEが感染する恐れがあるから」などの回答がそれぞれ6件、3件でBSEの影響は薄らいできたと考えられた。

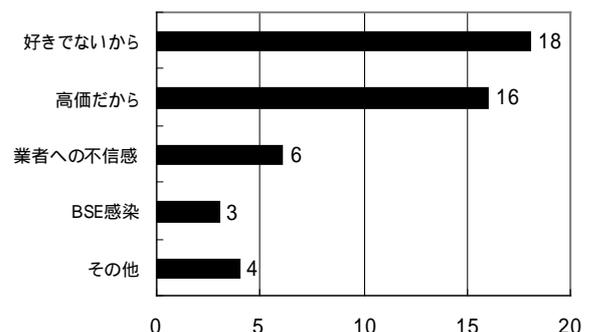


図5 牛肉を買わない理由（複数回答）（件）

産地別購入状況 (図 6)

「国産及び外国産にこだわらず牛肉を買う」という回答が 52%、「国産のみを買う」という回答が 46%であった。「外国産のみを買う」という回答は 1%にすぎず、国産志向の根強い傾向が推測された。

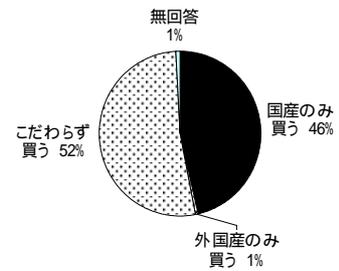


図 6 産地別購入状況

牛肉購入時の確認事項 (複数回答) (図 7)

牛肉を購入する時に特に確認する事項は、「原産地」が 416 件で最も多く、次いで「値段」(388 件)、「期限」(341 件)の順であった。また、国内においては BSE 全頭検査を実施しているにもかかわらず、「『BSE 検査済』の表示」に対する関心も高かった。これは、BSE 全頭検査の体制が消費者に十分認識されていないため、あるいは表示を確認することにより消費者が安心感を得ているものと思われる。

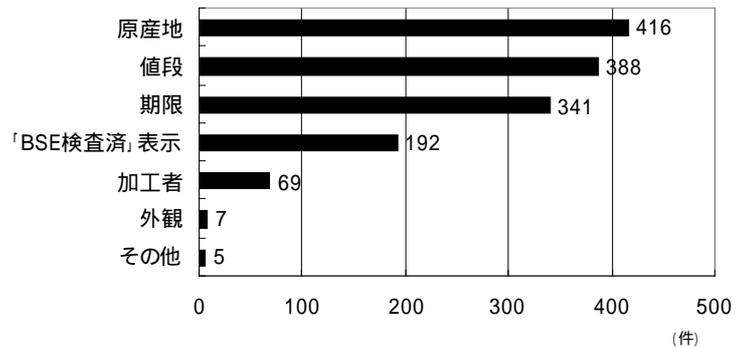


図 7 牛肉購入時の確認事項 (複数回答)

(6) BSE の認識状況 (図 8)

BSE について 6 割の人が「よく知っている」と回答し、「聞いたことはある」(39%) を合わせてほぼ全員が BSE のことを知っていた。しかし、BSE がマスコミなどで取り上げられる機会が多いにもかかわらず「まったく知らない」と回答した人も 2 名いた。

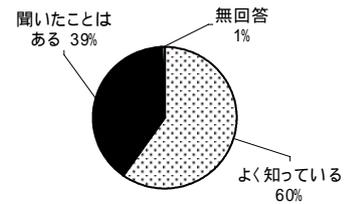


図 8 BSE の認識状況

(7) 日本で実施されている BSE 対策の認識状況 (図 9)

BSE 全頭検査の実施

BSE 全頭検査の実施について「知っている」という回答は 80%であった。しかし、全頭検査開始から 3 年経過するにもかかわらず「知らなかった」という回答が 20%もあり、認識が不十分な人もみられた。

特定部位の除去

すべての牛について特定部位を除去、廃棄していることを「知らなかった」という回答は 62%であり、BSE 全頭検査実施の認識状況と比較すると低いものであった。

トレーサビリティシステム

すべての牛に 10 桁の耳標番号を付け、牛の個体識別及び管理を行うトレーサビリティシステムができていないことを「知らなかった」という回答は 59%であり、あまり認識されていなかった。

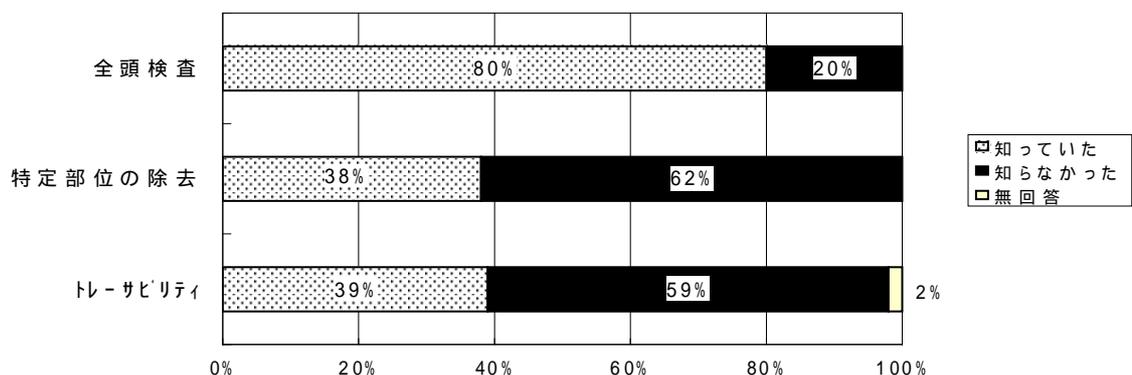


図 9 日本における BSE 対策の認識状況

(8) BSE情報の入手方法

(複数回答)(図10)

BSE対策についての情報を「新聞やテレビなどのニュース」から入手したという回答が354件で最も多かった。「国や県が作成したリーフレット」及び「国や県のホームページ」などの行政機関からの情報を入手したという回答は37件しかなかった。しかし、これらから情報入手した人の感想は「わかりやすかった」12件、「なんとなくわかった」16件で、概ね理解しやすい情報であったことがうかがえた。今後、行政機関はより多くの人が情報を入手しやすいように広報の方法を検討する必要がある。

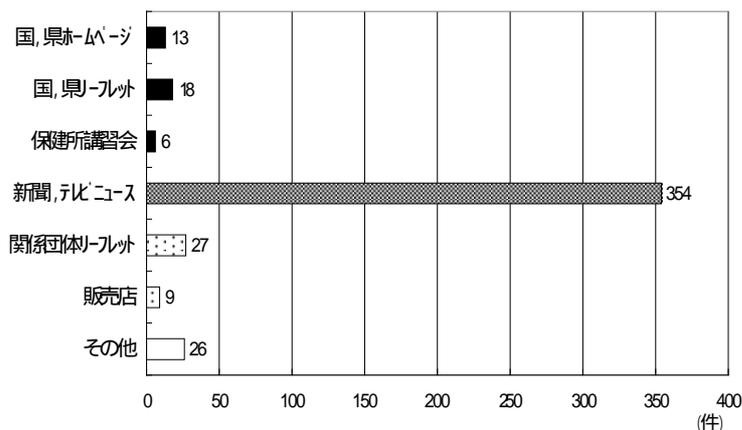


図10 BSE情報入手方法(複数回答)

(9) BSEについて知りたい情報

(複数回答)(図11)

BSEについて最も知りたい情報は「BSEと人の病気との関係」(398件)であり、次いで、「牛由来食品の安全性」(302件)、「BSEの原因、症状」(205件)の順であった。しかし、図11の知りたい情報の項目はすべて厚生労働省のホームページに掲載されている「Q&A」に準じたものであり、ホームページによる情報提供が有効的に活用されていない状況がうかがえた。リスクコミュニケーションにおいては正確な情報を幅広く伝える手段が必要である。

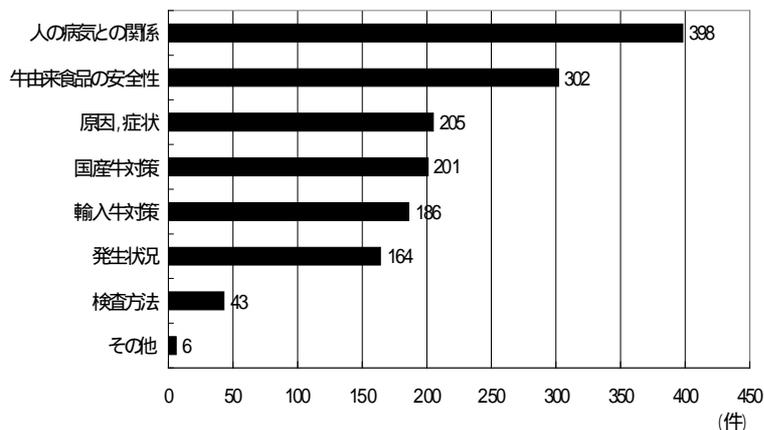


図11 BSEについて知りたい情報(複数回答)

(10) 腸全体を特定部位とすることについて(図12)

国際安全基準の「牛の腸全体をBSE特定部位とする」という見直しに日本が「科学的根拠がない」として反対していることについて、「日本ではBSE全頭検査を実施し、安全を確認しているので腸を食べても大丈夫」という回答が25%であった。また、「BSE感染の恐れがあるので日本でも腸を食べない方がよい」という回答が34%、「わからない」という回答が39%と慎重に受け止める人、あるいは不安を感じている人が多かった。このことから、基準の見直しの経緯や、科学的データに基づいた正しい情報を広く消費者へ提供する必要があると思われる。

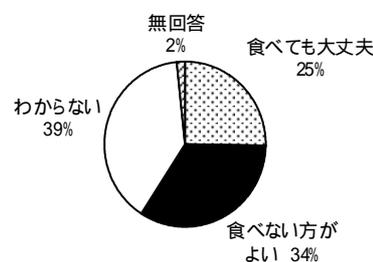


図12 腸全体を特定部位とすることについて

(11) 日本における今後のBSE検査(図13)

「欧米並みに検査対象を30ヶ月齢以上に絞るべき」や「特定部位を廃棄しているのに、全頭検査まではしなくてもよい」という回答はそれぞれ2%しかなく、「全頭検査は継続すべき」という回答が95%で最も多かった。しかし、昨今、牛肉のリスクと対策の効果¹⁾ について議論されており、今後はBSE対策における全頭検査の意義について費用対効果の面から消費者に説明する必要がある。

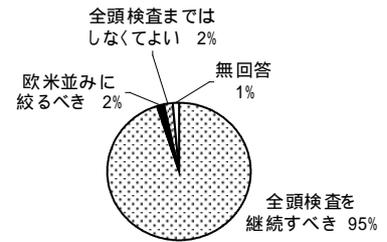


図13 日本における今後のBSE検査

(12) 食肉衛生検査所の業務に対する関心(図14)

「もっと知りたい」(30%)及び「多少知りたい」(58%)をあわせて8割以上の方が食肉衛生検査所の業務に関心を持っていた。今後は、厚生労働省や県だけでなく、当所からも消費者に対して直接、情報提供を行っていくことがBSEについての理解に有効である。

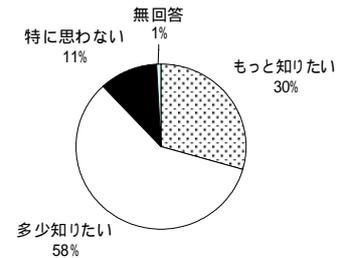


図14 食肉衛生検査所に対する関心

(13) 意見、要望(図15)

96件の意見や要望があった。最も多かったのは「食肉衛生検査所に対する要望」で、41件(43%)もの意見、要望があった。次いで「食の安全」について27件(28%)、偽装表示などの不正に対する「業者への要望」が13件(14%)、「米国産牛肉の輸入」が7件(7%)であった。

当所に対する要望については、「検査の強化」を望む意見、検査結果や業務内容などの「情報提供」を望む意見が共に17件(18%)寄せられた他、「BSE検査継続」を望む意見が7件(7%)あった。これらの意見などを今後のリスクコミュニケーションの実施に参考にしたいと考えている。

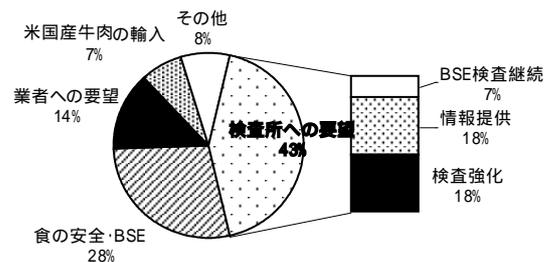


図15 意見、要望

4 まとめ

今回実施したアンケートの結果、BSEのことをほぼ全員が知っていたが、BSE全頭検査の実施や特定部位の除去、トレーサビリティシステムなどのBSEに対する日本の安全対策についての認識状況は低かった。

食の安全・安心を求める消費者の意識は非常に高く、全頭検査の継続を希望する人が多かった。しかし、全頭検査の費用と効果について正確な情報を消費者に提供し、特定部位の除去が有効な対策であることを理解させる必要がある。

情報入手の手段は新聞やテレビなどのマスメディアが大半であり、行政機関による情報はあまり利用されていない状況であった。今後、行政機関は、多くの人に利用されるような情報提供の方法を検討し、タイムリーでわかりやすいリスクコミュニケーションの実施が課題である。

当所においても、今回のアンケート結果を参考にし、ホームページの作成、施設見学、講習会など、消費者の受け入れを積極的にアピールし、消費者の要求に応えられる食肉の安全性に関する情報提供に努めていきたいと考えている。

食品衛生監視員等業績発表会	8月25日	広島市	発表者：金田 佳子
全国公衆衛生獣医師協議会	平成16年度調査研究発表会		
	9月3日	東京都	発表者：金田 佳子

BSE (牛海綿状脳症,いわゆる狂牛病)に関するアンケート

次の質問に該当する項目の をしてください。また、記入についてもお願いします。

- Q1 性別 男 女
- Q2 年齢 20代 30代 40代 50代 60代 70代以上
- Q3 食肉衛生検査所の仕事(と畜検査や食鳥検査など)について知っていましたか?
知っていた 知らなかった
- Q4 牛肉を買っていますか?
買っている (Q5へ) 買っていない (Q6へ)
- Q5 「牛肉を買っている」と回答した人にお聞きします。
購入状況は次のどれに該当しますか?
国産牛肉のみ買っている
外国産牛肉のみ買っている
国産,外国産にこだわらずに買っている
- 牛肉を買う時に特に確認する点は何ですか?
優先する順位を3つまで選び,()内に 1, 2, 3 と記入してください。
値段 ()
期限 ()
加工者 ()
原産地(国産,外国産など) ()
「BSE 検査済」の表示 ()
その他() ()
- Q6 「牛肉を買っていない」と回答した人にお聞きします。それはなぜですか?
牛肉は好きではないから
牛肉は高価だから
BSE が感染する恐れがあるから
偽装表示などの不正が続く,牛肉を取扱う業者が信用できないから
その他()
- Q7 BSE (牛海綿状脳症,いわゆる狂牛病)を知っていますか?
よく知っている 聞いたことはある まったく知らない
- Q8 日本で実施されているBSE 対策について次のことを知っていますか?
すべての牛についてBSE 検査を実施し,安全を確認するまでは流通していない。
知っていた 知らなかった
- すべての牛**についてBSE の原因である異常プリオンがたまる可能性のある特定部位(舌及びホホ肉以外の頭部,せき髄,小腸の一部)を解体時に取り除いて廃棄(焼却)している。
知っていた 知らなかった

すべての牛に10桁の耳標番号を付けて,固体識別を徹底させることにより,移動等があっても生涯にわたって牛の追跡が可能なシステム(トレーサビリティ)ができています。
知っていた 知らなかった

- Q9 **Q8で「知っていた」と1つでも回答された方**にお聞きします。
BSE 対策についての情報をどこから入手されましたか? (複数回答可)
国や県が作成しているリーフレット 国や県のホームページ
新聞やテレビ等のニュース
保健所等による衛生講習会
関係団体から提供されたリーフレット等
その他()
- Q10 **Q9で「国や県が作成したリーフレット」及び「国や県のホームページ」からBSE対策についての情報を入手したと回答された方**にお聞きします。その情報は,わかりやすかったですか?
わかりやすかった なんとなくわかった わかりにくかった
- Q11 BSE について知りたい情報はどのようなことですか?
知りたいものを3つまで選び,その順位を()内に 1, 2, 3 と記入してください。
BSE の原因,症状について ()
BSE と人の病気との関係について ()
牛肉,牛乳などの牛由来食品の安全性について ()
国産牛に対するBSE 対策について ()
輸入牛に対するBSE 対策について ()
諸外国及び日本におけるBSE の発生状況について ()
BSE の検査方法について ()
その他()
- Q12 最近,国際安全基準では「牛の腸全体をBSE の特定部位とする」ことになりました。
しかし,モツ料理の原料として腸を食材としている日本は「科学的根拠がない」として反対しています。
これについてどう思いますか?
日本ではすべての牛についてBSE 検査を実施し,安全を確認しているので腸を食べても大丈夫
BSE に感染する恐れがあるので,日本においても腸を食べない方がよい
わからない
- Q13 日本のBSE 検査について,どう思いますか?
全頭検査は継続すべきである
欧米並みに検査対象を30ヶ月齢以上の牛に絞るべきである
特定部位を廃棄しているので,全頭検査まではしなくてもよい
その他()
- Q14 食肉衛生検査所の仕事についてもっと知りたいと思いませんか?
もっと知りたい 多少知りたい 特に知りたいとは思わない
- Q15 そのほか,ご意見ご要望がありましたら記入をお願いします。

ありがとうございました。

広島県食肉衛生検査所

(別紙2)

食肉衛生検査所とは...

衛生的で安全な食肉を消費者の皆様へ提供するため、獣医師である検査員が牛・豚・鶏などを1頭1羽ごと検査(「と畜検査」及び「食鳥検査」)しています。

また、平成13年10月18日からはずべての牛を対象にBSE(牛海綿状脳症、いわゆる狂牛病)の検査を実施しています。

食肉衛生検査所の仕事

1 と畜検査 (牛, 馬, 豚, めん羊, 山羊)

牛, 豚などについて1頭ごとに病気等がないかどうか検査しています。

また, ずべての牛, 12ヶ月齢以上のめん羊及び山羊について, BSEの特定部位(舌及びホホ肉以外の頭部, せき髄, 小腸の一部)の除去及び廃棄を確認しています。

生体検査 生きている状態で病気の有無を調べます



解体前検査 とさつ, 放血時に血液の状態を中心に病気の有無を調べます

解体後検査
内臓検査
枝肉検査

BSE検査
(牛, めん羊, 山羊)



合格(検印) 合格した枝肉と内臓には検印(合格のしるし)を押します

2 食鳥検査 (鶏, あひる, 七面鳥)

年間処理羽数が30万羽を超える食鳥処理場において1羽ごとに検査します。

生体検査 生きたままの状態での病気の有無を調べます

脱羽後検査 羽毛を取った後, 体表に異常がないか調べます

内臓摘出後検査 内臓やからだの中に異常がないか調べます

合格

検査の結果, 異常のあるものは
食用として流通しません。



3 試験室内検査

次のような検査も行っています。

(1) 微生物学的検査

家畜が微生物による病気にかかっているかの診断を行うための検査を行っています。
また, 枝肉のO157等の検査も行っています。

(2) 病理学的検査

内臓や筋肉などの異常な部分について, 病理組織から病気の状態を診断します。

(3) 理化学的検査

血液や尿などから病気の診断を行うほか,
抗菌性物質の残留検査を行っています。

(4) 遺伝子解析検査

微生物の遺伝子を解析し, 病気の診断等を行っています。

(5) BSE検査

ずべての牛を対象に, BSEスクリーニング検査を行っています。



4 と畜場等の衛生指導

と畜場の管理者に対する衛生的な施設への改善指導や, と畜作業従事者に対する衛生指導を行っています。

5 食鳥処理場の認定事務及び監視指導

年間処理羽数が30万羽以下の食鳥処理場に対する認定を行い, 定期的に監視及び衛生指導を行っています。

6 消費者とのリスクコミュニケーション

消費者の求めに応じて, 講習会や施設見学等を随時行っています。

7 検査結果の統計処理及び関係機関・生産者等へのフィードバック

生産者や家畜保健衛生所に, 検査結果のデータをフィードバックしています。これらは健康な家畜を生産するための資料として活用されています。

8 調査研究

と畜検査及び食鳥検査で発見される病気等について調査研究を行っています。また, 学会や研修会から最新の情報を収集し, 検査技術の向上に努めています。

広島県食肉衛生検査所

〒728-0025 三次市粟屋町1911-1

TEL (0824) 63-1305

FAX (0824) 63-6130



2 調査研究発表（平成7年度～平成16年度）

年度	学 会 等	演 題	発 表 者
7	第41回広島県獣医学会	ニワトリの奇形種の1例 食鳥処理施設における食鳥検査成績	井上 佳織 西川 英樹
	食品衛生監視員等業績発表会	食鳥処理場における検査結果について 食鳥処理施設における食鳥検査成績	狩山美奈子 柳本 慎治
8	第42回広島県獣医学会	ウシの体腔内に播種した Adenocarcinoma の1例 全身に病変の見られたウシ好酸球性筋炎の1例 食鳥処理場における疾病別廃棄状況調査	井上 佳織 湯藤 恵悟 田村 和穂
	日本獣医公衆衛生学会（中国）	ニワトリの奇形種の1例 食鳥処理施設における食鳥検査成績	井上 佳織 西川 英樹
	食品衛生監視員等業績発表会	食鳥処理場の各処理工程における細菌汚染状況調査	柳本 慎治
	全国食肉衛生検査所協議会病理部会第35回病理研修会	牛の肺	井上 佳織
	双三獣医師会技術検討会	と畜検査における牛の血液生化学検査	田村 和穂
9	第43回広島県獣医学会	牛の尾に見られた軟部組織腫瘍 ニワトリの脚部に見られた腫瘍	山本 和則 井上 佳織
	日本獣医公衆衛生学会（中国） においても発表	大規模食鳥処理場において発見されたプロイラーの軟骨芽細胞腫 牛枝肉のO157消毒法の検討	湯藤 恵悟 田村 和穂
	食品衛生監視員等業績発表会	牛枝肉におけるO157消毒効果の検討	田村 和穂
	全国食肉衛生検査所協議会病理部会第37回研修会	ニワトリの大腿部に見られた腫瘍	井上 佳織
	双三獣医師会技術検討会	ウシ枝肉の細菌汚染状況 全国および管内の食肉用動物（ウシ、ブタ）の腫瘍検出状況	荒川 勇 田村 和穂
10	第44回広島県獣医学会及び日本獣医公衆衛生学会（中国）	産卵鶏の腹腔内腫瘍95例の病理学的検討 ニワトリの原発性肝癌の1例 ブタの濾胞性リンパ腫の1例	井上 佳織 水野 亜里 湯藤 恵悟
	食品衛生監視員等業績発表会及び双三獣医師会技術検討会	食鳥処理場に搬入された採卵鶏のサルモネラ保菌状況	水野 亜里
	第9回全国食肉衛生検査所協議会中国・四国ブロック会議においても発表	とちく場における衛生意識向上のための取り組み	田村 和穂
10	全国公衆衛生獣医師協議会平成10年度調査研究発表会	産卵鶏の腹腔内腫瘍95例の病理学的検討	井上 佳織

年度	学 会 等	演 題	発 表 者
1 1	第 4 5 回広島県獣医学会	ウシの副腎に見られた血管肉腫	山本 和則
	日本獣医公衆衛生学会（中国）及び双 三獣医師会技術検討会においても発表	ウシの悪性中皮腫の 1 例 と畜場における八工の実態調査	湯藤 恵悟 田村 和穂
	食品衛生監視員等業績発表会及び双三 獣医師会技術検討会	食鳥処理場における微生物制御に関する調査に ついて	水野 亜里
	全国公衆衛生獣医師協議会平成 1 1 年 度調査研究発表会	<i>Salmonella Enteritidis</i> 衛生対策について	寺地 弘行
1 2	第 4 6 回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国）	豚の抗酸菌症の検査法の検討 カンピロバクターの二次汚染防止対策と食鳥処 理場における検出状況について	湯藤 恵悟 水野 亜里
	食品衛生監視員等業績発表会	と畜場における微生物制御の取り組みとその効 果	松田 花子
	食品衛生監視員等業績発表会（中 国）においても発表	カンピロバクターの二次汚染防止対策と食鳥処 理場における検出状況について	久保 滋
	双三獣医師会技術検討会	豚の抗酸菌症の検査法の検討 と畜場における微生物制御の取り組みとその効 果	湯藤 恵悟 松田 花子
	第 1 1 回全国食肉衛生検査所協議会 中国・四国ブロック技術研修会 厚生省食鳥肉衛生技術研修会	食鳥処理場における微生物制御に関する調査に ついて	水野 亜里
1 3	食品衛生監視員等業績発表会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 双三獣医師会技術検討会	豚の解体工程における細菌汚染状況調査	湯藤 恵悟 大原佳世子
	食品衛生監視員等業績発表会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 厚生労働省食鳥技術研修会 双三獣医師会技術検討会	食鳥処理場におけるカンピロバクターの汚染実 態とその制御への試み	水野 亜里 山内英理子 松田 花子
	日本獣医公衆衛生学会（中国）	ウシの悪性リンパ腫の 1 症例	大原佳世子
1 4	食品衛生監視員等業績発表会 第 4 7 回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 食肉衛生検査所協議会中国・四国ブロッ ク会議 双三獣医師会技術検討会	施設改善後のと畜場における豚枝肉の細菌汚染 状況調査	中村 満 正岡 亮太 久保 滋
	食品衛生監視員等業績発表会 第 4 7 回広島県獣医学会 全国公衆衛生獣医師協議会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 双三獣医師会技術検討会	流通肉の BSE 検査済確認システムの検討	山内英理子 松田 花子

年度	学 会 等	演 題	発 表 者
15	食品衛生監視員等業績発表会 第48回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会(中国) 食肉衛生検査所協議会中国・四国ブロッ ク会議 双三獣医師会技術検討会	牛枝肉等の脊髓組織付着状況調査及び洗浄効果 について	松田 花子 正岡 亮太
	第48回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会(中国) 双三獣医師会技術検討会	ウシの肝臓の増殖性好酸球性小葉間静脈炎	山下 和子
16	第49回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会(中国) 双三獣医師会技術検討会	と畜場における排水中の脊髓組織の動向につい ての一考察	井上 佳織
	食肉衛生検査所協議会中・四国ブロック会議 双三獣医師会技術検討会	と畜場搬入豚における毒素産生性 <i>Pasteurella</i> <i>multocida</i> の分離状況	東久保 靖
	食品衛生監視員等業績発表会 全国公衆衛生獣医師協議会平成16年度 調査研究発表会	BSEに関する消費者意識 - リスクコミュニケ ーションに向けて -	金田 佳子

第4章 その他の参考資料

三次食肉加工センター使用料及び解体料

平成16年4月1日現在
(円)

	牛馬	とく	豚	めん羊 山羊	病畜				摘要
					牛馬	とく	豚	めん山羊	
使用料	4,200	1,890	1,313	945	8,400	3,780	2,625	1,890	時間外は倍額
解体料	4,515	1,418	1,260	735	4,515	1,418	1,260	735	時間外は倍額

